

勝山市障害のある人との意思疎通のための手段を理解促進する条例

平成30年6月29日公布

勝山市条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、障害のある人もない人も含めた全ての市民及び事業者(以下「市民等」という。)が、各々の障害の特性に応じた言語(手話を含む。以下同じ。)その他の意思疎通のための手段について理解を深め、それらの意思疎通のための手段を利用しやすい環境の構築を目指すため、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、もって障害の有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し、差別もなく、支え合う地域社会を実現することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、障害の特性に応じた意思疎通のための手段について理解を深めるとともに、言語その他の意思疎通のための手段の普及及び啓発を図り、必要な施策を推進するものとする。

(市民等の役割)

第3条 市民は、障害のある人とともに生きる地域社会の一員として、障害の特性に応じた意思疎通のための手段について理解を深めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、障害の特性に応じた意思疎通のための手段について理解を深め、障害のある人が働きやすい環境整備及び障害のある人が利用しやすいサービスの提供に努めるとともに、市が推進する施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進等)

第4条 市は、第1条の目的のために、次に掲げる事項を計画的に実施するものとする。

- (1) 手話、要約筆記、点字その他の意思疎通のための手段に対する理解、普及及び啓発に関すること。
- (2) 手話奉仕員、手話通訳者、要約筆記奉仕員、要約筆記者、点訳及び朗読のボランティア等の育成に関すること。
- (3) 福祉教育に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(財政措置)

第5条 市は、意思疎通のための手段に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(その他)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。